

受け取る国民年金額を増やしませんか！

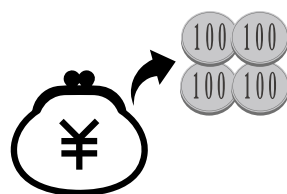
お知らせ

【付加保険料制度について】

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

お手続きをご希望の方は、町役場またはお近くの年金事務所へ速やかにお申し出ください。



【保険料の後払い（追納）制度について】

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。（納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。）

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。ぜひ、追納申込をお勧めします。

【任意加入制度について】

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます。（厚生年金保険、共済組合等加入者を除く）

○任意加入する条件

次の1.～4.のすべての条件を満たす方が任意加入することができます。

- 1.日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
※日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在または医療滞在者の付添人）」や「特定活動（観光・保養等を目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者）」で滞在中の方を除く
- 2.老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- 3.20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
- 4.厚生年金保険、共済組合等に加入していない方

上記の方に加え、次の方も加入できます。

- ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方
- ・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方

お問い合わせ先

高知西年金事務所 ☎088-875-1717
町民課 ☎22-3117
大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112
十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112



休日在宅当番医

2/11(日)	くぼかわ病院	☎22-1111
2/12(月)		
2/18(日)	大西病院	☎22-1191
2/23(金)	くぼかわ病院	☎22-1111
2/25(日)		
3/3(日)		
3/10(日)		

❗ 休日水道修理事当番は窪川地域のみです。

大正・十和地域の方は各地域振興局にお問い合わせください。

大正 地域振興課 ☎27-0111
十和 地域振興課 ☎28-5111



休日水道修理事当番

2/11(日)	桑原水道	☎22-1163
2/12(月)	横山水道設備	☎22-3608
2/17(土)	岩本商店	☎22-2716
2/18(日)	日化住宅機器	☎22-0407
2/23(金)	宮脇水道	☎22-1581
2/24(土)	高橋設備	☎22-0662
2/25(日)	桑原水道	☎22-1163
3/2(土)	横山水道設備	☎22-3608
3/3(日)	岩本商店	☎22-2716
3/9(土)	日化住宅機器	☎22-0407
3/10(日)	宮脇水道	☎22-1581



無料相談

（秘密厳守です。）

▶行政相談…【窪川】行政相談員 森 英真【大正・十和】行政相談員 山本 安弘

人権相談【大正】	3/14(木) 10:00～15:00	大正地域振興局 2階 小会議室	大正町民生活課 ☎27-0112
1日行政相談【窪川】	3/12(火) 10:00～15:00	農村環境改善センター 2階 第1会議室	総務課 ☎22-3111



犬・猫の飼い方について



生き物を飼う責任を持ち適切に飼いましょう。放し飼いや野良猫に無責任に餌を与える行為が、不幸な猫を増やすことになります。いま一度生き物の命の尊さについて考えてみませんか。